

# 資料編



# 1 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 長岡京市における健康福祉に関する課題を明らかにし、課題解決の方向性や取り組み等について、市民の参加を得ながら協働して総合的に推進するため、長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉分野にかかる行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般にかかる取り組みに関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための調査研究に関すること。
- (5) その他、市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (3) 第5条第1項に定める部会の部会長
- (4) 第5条第1項に定める部会から推薦された者
- (5) 第5条第1項に定める部会において公募により委嘱された者のうち、部会から推薦された者

3 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 推進委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、次の協議事項を処理することができる。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 高齢福祉部会

2 前項各号に属すべき部会員は、次に掲げる者のうちから、各部会の協議事項に応じて市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉サービスの利用者
- (3) 保健福祉サービスの提供者
- (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認めた者

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 推進委員会は、部会の協議をもって推進委員会の処理とすることができる。

(部会の協議事項)

第6条 前条に規定する部会の協議事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関する事。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、地域の健康づくり推進に必要な事項に関する事。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関する事。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、児童福祉施策に必要な事項に関する事。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関する事。
- (2) 障がい者(児)福祉基本計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、障がい者福祉施策に必要な事項に関する事。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関する事。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、高齢者対策に必要な事項に関する事。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる部会にかかるものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(会議)

第8条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進委員会の会議には、必要に応じて委員以外のものを出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者（児）福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。

3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

## 2 長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会部会員名簿

(平成24年3月現在)

役職	氏名	所属等	備考
部会長	内藤 雅子	居宅介護支援事業所 所長	
部会長 職務代理	五十棲 恒夫	介護サービス事業所 代表	
部会員	井上 正	介護家族の会	
部会員	児島 信	被保険者 代表	
部会員	小山 健藏	長岡京市老人クラブ連合会 会長	
部会員	笹井 悦子	ボランティア団体 代表	
部会員	澤田 泰子	グループホーム代表	
部会員	下尾 和敏	乙訓医師会 理事	
部会員	高田 恵里佳	地域包括支援センター事業長	
部会員	土井 勲	長岡京市民生児童委員 代表	

(部会員は五十音順、敬称略)

### 3 長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会審議日程

	開催日	議題
第1回	平成23年9月22日	(1) 第5次高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の進捗状況について (2) 高齢者福祉と介護サービスについてのアンケート結果について (3) 第6次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定について (4) その他
第2回	平成23年12月20日	(1) 長岡京市第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）について (2) 第5期介護保険事業計画におけるサービス見込量等について (3) 計画策定のスケジュールについて (4) その他
第3回	平成24年2月22日	(1) 計画素案に係る意見公募（パブリックコメント）の結果について (2) 第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（素案）について (3) その他

## 4 用語解説

<b>あ</b> 行	<b>アセスメント</b>	対象となる高齢者から様々な問題状況をたずね、その生活上の全体的な観点から、現時点での問題点・ニーズを導き出すこと
	<b>一次予防事業</b>	すべての高齢者を対象とした、生活機能の向上または維持を図るための健康教室・講座等の介護予防事業
	<b>インフォーマルな支援</b>	インフォーマルとは公式でないさま。インフォーマルな支援とは、法律や制度に基づく公的な（フォーマルな）福祉サービス等以外の、市民や団体、民間事業者等が制度に依らずに主体的に行う活動や事業
	<b>NPO</b>	non-profit organization の略で、民間非営利活動団体の総称。利益を追求しない、市民が自主的に集まり自律的な活動をする組織や社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことをいいます。一定の要件を満たし、国や府に届け出て法人格を取得し活動している「特定非営利活動法人（NPO法人）」は、NPOの形態の一つです。

<b>か</b> 行	<b>介護サービス計画（ケアプラン）</b>	要介護認定で「要支援1・2」または「要介護1～5」と認定された人が、介護サービスを利用する前に作成するサービスの利用計画です。介護保険でのケアプランは、利用者の自立支援に向けた介護サービスの種類や利用回数を盛り込み、利用者にサービス提供をするための支援計画 「要介護1～5」の人は、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）と話し合い、各種サービスを組み合わせた介護サービス計画を作成します。 「要支援1・2」「非該当」の人は、地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成します。
	<b>介護支援専門員（ケアマネジャー）</b>	援助のすべての過程において、利用者の自立を助けるための専門知識と技術を持ち、利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保険・医療・福祉サービスの調整を図る（ケアマネジメント）役割をもつ援助者のこと
	<b>介護相談員</b>	介護保険施設等に入所・通所している人を訪れ、サービスの実態を把握し、利用者と事業者の橋渡しをします。
	<b>介護保険施設</b>	介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保険施設、介護療養型医療施設の3種類があり、施設サービス計画に基づき必要な介護及び日常生活の世話をを行います。
	<b>介護予防事業</b>	平成18年度介護保険制度の改正により創設された地域支援事業を構成する事業の一つ。65歳以上の高齢者を対象に、介護が必要な状態に陥らないよう、未然に予防を行うことを目的として実施する事業で、特定高齢者施策と一般高齢者施策に分けられます。



ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者のニーズを明確にし、保険・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法
権利擁護	高齢や障がいなどのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスの獲得を支援し、実現することをいいます。
口腔ケア	歯や歯ぐきの健康のためのケア
コーホート要因法	ある一定期間に出生した集団（コーホート）の死亡や移動による時間的変化をもとに将来の人口を推計する方法

<b>さ行</b>	在宅介護支援センター	在宅で高齢者を介護している介護者等に対し、相談に応じ、各種の保健・福祉サービスを総合的に受けられるよう各種機関との調整を行うセンター
	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症・進行に関する疾患の総称。主なものとして、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等があります。

<b>た行</b>	団塊の世代	昭和22～24年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代
	地域ケア	事業者・行政・住民が連携して高齢者や障がい者などを地域で支える支援
	地域支援事業	平成18年度からの介護保険制度改正によって創設された事業で、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するための事業。特定高齢者や一般高齢者に対する介護予防事業、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント・総合相談支援・権利擁護・包括的継続的支援などの包括的支援事業、介護給付適正化や家族介護支援などの任意事業で構成されます。
	地域包括支援センター	平成18年度からの介護保険制度の改正で創設され、介護予防ケアマネジメント、地域における総合相談・支援、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等を配置します。
	調整交付金	市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために国が交付する国庫負担金。国が負担する保険給付の25%のうち5%が、第1号被保険者における後期高齢者の割合や高齢者の所得状況等を考慮して調整して配分されます。
	特定非営利活動法人（NPO法人）	→「NPO」参照

<b>な行</b>	二次予防事業	65歳以上の高齢者を対象とした生活機能検査（「こころ」と「からだ」の生活機能チェック表）の実施結果により、
-----------	--------	-------------------------------------------------------

	「生活機能の低下がみられ、要介護状態等となるおそれが高い虚弱な高齢者」と認められる方を対象とした、通所または訪問による介護予防のための事業
日常生活圏域	地域密着型サービスが十分機能するよう、地理的条件や社会的条件などを勘案し市町村が設定する圏域
認知症サポーター100万人キャラバン	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざすために厚生労働省が進めている運動
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、配置されるコーディネーターで、必要なサービスを受けられるよう調整することや、連絡会議の開催により関係機関のネットワークを構築すること等の業務を行います。

<b>は行</b>	バリアフリー	道路や建築物の入口の段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障がいのある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的なバリアなど、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障がい除去すること。
-----------	--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>ま行</b>	民生児童委員	民生委員とは、住民の身近なところで相談援助等の地域福祉活動を行う民間の委員。民生委員法に基づき国により委嘱され、非常勤の特別職の公務員として守秘義務等の各種規定があります。また、児童委員とは、地域の児童および妊産婦の保護や各種援助を行い、児童福祉司等の職務に協力する民間の委員。児童福祉法に基づくもので、民生委員が兼務しています。
	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）	内臓に脂肪が蓄積することにより、高血糖、高血圧、脂質代謝異常という危険因子を2つ以上もっている状態をいいます。

<b>や行</b>	ユニバーサルデザイン	障がいの有無・年齢・性別・人種などの違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品などのデザインをしていこうという考え方
	要介護認定	被保険者が保険給付を受けるための要件を満たしているかどうかを確認するために行うもので、全国一律の基準を用いて介護認定審査会で認定が行われます。

**長岡京市第6次高齢者福祉計画  
長岡京市第5期介護保険事業計画**

**平成24年3月**

**発行：長岡京市 健康福祉部 高齢介護課**

〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号

TEL：075（951）2121（代表）

FAX：075（951）5410